

子ども・子育て会議における議事内容への質問に対する回答について

質問事項	保育時間認定について
質問内容	
①八戸市は短時間認定を、今も64時間で設定していると思うのですが、制度改定後も今まで通りでしょうか？それとも48時間を採用するのでしょうか？	
回答	
<p>新制度においては、保育短時間認定の保護者の就労時間の下限は、48～64時間の範囲内で、市町村が設定することとされております。</p> <p>現在、本市では、保護者の就労時間の下限を64時間で設定しておりますが、新制度実施後についても、当分の間、現行とおりとし、新制度実施後における既存施設の他事業への移行状況や児童の入所状況等を見ながら、下限時間の変更を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、ご質問につきましては、本日の八戸市子ども・子育て会議の議題としておりますので、後ほど、ご審議いただくこととなるため、詳しくは議題説明の際に行わせていただきます。</p>	

質問事項	保育時間認定について
質問内容	
②国は移行前に入所し、移行後も継続して入所する乳幼児については、保育必要量の設定をせず、11時間を基本とするとしていますが、八戸も国基本に準じてやって頂けますか？	
回答	
<p>新制度にあつては、保護者の就労状況等により、市町村が、保育の必要量を判断し、保育必要時間の認定（保育標準時間・短時間認定）を行うこととなります。</p> <p>ご質問のありました件については、国のQ&Aでは「現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとしている」との回答が掲載されています。</p> <p>前述の取扱いについては、“現に保育所に入所している児童”のみを対象としていることから、兄弟児がいる場合において、現に保育所に入所している児童は保育標準時間認定（11時間利用）となり、新規に入所する児童（下の子）は、保護者の就労状況等により短時間認定（8時間利用）といった兄弟間で格差が生ずるのではないかと、という疑問が残ることとなります。</p> <p>そのため、本市としては、今後、国が設けることとしている経過措置の内容を注視してまいります。</p>	

質問事項	定員設定について
質問内容	
<p>①認可定員と利用定員の調整について</p> <p>新制度は待機児童対策も含まれているので、認可定員と利用定員を同数に近づける必要はあると思うが、幼稚園も2号3号を受け入れる可能性を考えると、今の保育所の超過分はある意味減少することが予想されることから、定員調整は、移行後の2年を目途に行っても良いのでは無いか？</p> <p>八戸市のこの先の出生率を考えると、今の時点で定員増をすべての園に当てはめるのは無理では無いかと思うのですが、ただ今までも4年5年と大幅に恒常的に定員超過しているのであれば、考慮しなければならないと思います。</p>	
回答	
<p>新制度においては、各施設における認可定員のほかに、市町村が、施設からの確認申請に基づき利用定員を設定することとなり、各施設における利用人数の上限および施設型給付費における定員区分は、この利用定員によって決まることとなります。</p> <p>現時点において、定員超過（定員割れ）の取扱いについては、国からは明示されてはおりませんが、国子ども・子育て会議資料では「認可制度と確認制度の間で整合が図られるようになっており、認可制度上の認可定員と確認制度上の利用定員は、一致するのが基本」とされております。</p> <p>そのため、市町村が利用定員を設定する場合においては、認可定員の範囲内での設定となり、当該利用定員を超えて児童の入所を認めることは、原則、できなくなるものと認識しております。</p> <p>この場合、年度当初からほぼ全ての保育所が定員超過している現状にあつては、①教育・保育施設への入所可能児童数の減少、②入所待ち児童の増大といった事態を招くことが想定されます。</p> <p>そのため、本市としては、県からの指導もあり、各施設において、今年度中に、定員超過の分だけでも認可定員の増加を図るべく、働きかけを行なってまいりたい、と考えております。</p>	

質問事項	定員設定について
質問内容	
<p>②1号認定について</p> <p>確認です。両親が働いていても、1号認定を幼保連携型認定こども園に保護者が希望した場合は、こども園が入園許可を出せば市も入園の許可を出すということでしょうか？</p>	
回答	
<p>1号認定子どもの施設利用について、保護者と施設との契約とされており、当該契約に市が関与することはありません。</p> <p>施設の入所の際は、利用を希望する保護者は、受け入れ希望施設から入園の内定を受けた後、市に対し教育標準時間認定申請を行うこととなります。その後、市から交付された認定証に基づき、施設と本契約を行うこととなります。</p> <p>この1号認定子どもに対する利用手続きは、幼稚園・認定こども園であっても同様の利用手続きとなるものです。</p>	

質問事項	保育料未納について
質問内容	
①認定こども園において、保育料の未納は重要な問題です。その場合入園の契約の中に数か月保育料未納については市町村において、未納分を子ども手当から支払ってもらうというやり方は可能でしょうか？	
回答	
<p>認定こども園への入所は、施設と保護者との直接契約となり、市が関与することはありません。そのため、国の方針では、未納保育料が発生した場合は、まず、施設が、保護者間の利用契約に基づき、適切に保護者に対して支払請求を行うこととされておりますが、施設側からの再三にわたる徴収請求に応じない保護者に対しては、児童福祉法第 56 条第 11 項の規定により市町村による代行徴収の仕組みが設けられております。</p> <p>この代行徴収における徴収方法は、市町村に委ねられていることもあり、施設側において、保護者との利用契約の中に、市町村による徴収方法を特定するような内容を規定することはできないものと考えております。</p> <p>なお、悪質な滞納が続く場合には、市町村の代行徴収によっても未納保育料を徴収できない場合も想定され、その場合は、国では、徴収手続きが適切に行われることを前提に、保育料の滞納を理由として、利用契約を解除（退園）することもあり得るものとしております。</p> <p>最後に、この代行徴収の制度は、保育料未納分を、市町村が公費で賄う制度ではない、ことを申し添えます。</p>	

質問事項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準
質問内容	
<p>内容 設備基準（資料 3 の P 3， 4 及び質問への回答の P 3 の下段）</p> <p>例外的な取扱い規定を設けるとしているが、例外的な取扱いの期間は無期限となるのか。</p> <p>また、基準面積未満の 19 クラブ等において、今後利用児童が急激に増加し 1 人当りの面積が著しく低下するような場合であっても例外規定で対象とするのか。</p>	
回答	
<p>当該条例案における例外的な措置は、通常、国の基準を満たすために建物の増築やより広い建物の確保が必要となり、そのための労力と時間のほか金銭的負担も相当程度見込まれることから、あくまで例外的なものとして規定するものです。</p> <p>このため、例外措置について、その期間を「無期限」とすることは国が示した基準を無視することになり無理であるとしても、具体的に期限を設定することは困難であることから、今後の推移を見ながら、期限の変更について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、基準面積未満の 19 クラブ等については、基準の達成に努めていただく必要がありますが、仮に現状を上回る急激な利用児童の増加が見込まれる場合は、利用制限をせざるを得なくなることも想定されることから、極力状況の把握に努め、クラブの分割や新設等について関係者と早急に検討することとします。</p>	

質問事項	運営費の比較（計算例）
質問内容	
<p>内容 比率の算出（資料4のP3下段、資料4追加）</p> <p>資料4のP3においては、「27～28年度」「29年度以降」の比率を「現行」と比較しているが、資料4追加においては「27～28年度」については「現行」と比較し、「29年度以降」については「27～28年度」と比較しているため、比較の対象を統一すべきである。</p>	
回答	
<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>そのため、「資料4追加」について、「現行」と比較した資料を、“差替版”として添付いたします。</p> <p>今後は、資料の統一性について細心の注意を払ってまいります。</p>	

質問事項	「量の見込み」の算出方法										
質問内容											
<p>内容 計画期間における年齢各歳別人口（資料5のP1）</p> <p>参考例をみると、例えば 27 年度0歳の児童についてはその後1年経過するとともに年齢区分が1歳ずつ上がっていくと思われることから、対象児童の転入出や死亡がなければ基本的には数値が同じになるのではないかと思うのだが、参考例では、</p> <table border="0" data-bbox="209 510 687 741"> <tr> <td>27 年度0 歳 95 人</td> <td>1 歳 97 人</td> </tr> <tr> <td>28 年度1 歳 97 人</td> <td>2 歳 96 人</td> </tr> <tr> <td>29 年度2 歳 96 人</td> <td>3 歳 99 人</td> </tr> <tr> <td>30 年度3 歳 99 人</td> <td>4 歳 104 人</td> </tr> <tr> <td>31 年度4 歳 104 人</td> <td>5 歳 106 人</td> </tr> </table> <p>のように増減をしながらも 31 年度は 27 年度と比較して約9%増加している。この増減及び増加の原因はどのような理由によるものか把握できるのであればご教示願いたい。</p>		27 年度0 歳 95 人	1 歳 97 人	28 年度1 歳 97 人	2 歳 96 人	29 年度2 歳 96 人	3 歳 99 人	30 年度3 歳 99 人	4 歳 104 人	31 年度4 歳 104 人	5 歳 106 人
27 年度0 歳 95 人	1 歳 97 人										
28 年度1 歳 97 人	2 歳 96 人										
29 年度2 歳 96 人	3 歳 99 人										
30 年度3 歳 99 人	4 歳 104 人										
31 年度4 歳 104 人	5 歳 106 人										
回答											
<p>人口の推計にあたっては、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、次世代育成支援行動計画策定の際の人口推計方法である「コーホート変化率法」により推計しております。</p> <p>この方法は、推計人口を算定する際における統計手法の一つであり、過去における実績動態（転入出や死亡を含む）から変化率を求め、これにより将来人口を推計する方法となっております。</p> <p>そのため、人口の推計値は、過去の実績人口と変化率に基づき、特定の計算により導き出された値であることから、ご指摘の転入出や死亡は、計算上、考慮されていることとなります。</p> <p>なお、人口推計が増加している理由については、転入者数が多く存在したことが大きな要因になっているものと考えております。</p> <p><0歳→1歳に係る男子について、変化率による具体的な人口の推計方法></p> <p>※（ ）内は、女子の値を表しています。</p> <p>① H22年0歳→H23年1歳の変化率を平成23年1歳男子の実績人口45人(51人)から、平成22年の0歳男子(女子)の実績人口47人(51人)を除いて変化率0.957(1.059)を算出。同様に、H23年0歳→H24年1歳、H24年0歳→H25年1歳の変化率を算出し、過去3回の平均の変化率0.984(1.057)を算出。</p> <p>② ①で算定した変化率0.984(1.057)を、平成25年0歳男子人口50人(50人)に乗じて、平成26年1歳男子の推計人口49人(53人)を算定(男女合計102人)。</p> <p>③ 下記の計算式により、H27年1歳の推計人口を算出。(男女合計97人)</p> $\text{H26年0歳推計人口} 46 \text{人}(49 \text{人}) \times \frac{\text{H26年1歳推計人口} 49 \text{人}(53 \text{人})}{\text{H25年0歳実績人口} 50 \text{人}(50 \text{人})} = \text{H27年1歳人口} 45 \text{人}(52 \text{人})$ <p>④ 平成27年度の他の年齢および平成28年度以降も③の方法により算出。</p>											

差し替え

平成26年度
第2回八戸市子ども・子育て会議
平成26年6月17日（火）開催分

資料4 追加

【幼稚園における比較】

※下線部分が変更となったところです。

現 行	私立学校経常費補助金 32,452,000 円+	特色教育補助金 2,236,000 円=	県から施設に支払い 34,688,000 円+	保育料収入（園で徴収） 84,360,520 円=	119,048,520 円	
公定価格 （平成27～28年度）	公定価格 124,472,222 円-	保育料収入 84,360,520 円=	市から施設に支払い （施設型給付費） 40,111,702 円+	保育料収入（園で徴収） 84,360,520 円=	124,472,222 円	増減率 104.6 %
公定価格 （平成29年度以降）	公定価格 137,442,647 円-	保育料収入 84,360,520 円=	市から施設に支払い （施設型給付費） 53,082,127 円+	保育料収入（園で徴収） 84,360,520 円=	137,442,647 円	増減率 <u>115.5 %</u>